



第51回 定時株主総会 招集ご通知

【開催日時】

2021年5月25日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時

【開催場所】

名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 3階メインホール

【議 案】

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度
に係る報酬枠再設定の件

株主の皆さまへ

■新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り株主総会当日のご来場を見合わせることをご検討いただき、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申しあげます。詳しくは3頁～4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

■昨年と会場を変更しております。

末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。

■株主の皆さんに対する公平な利益還元の観点およびその他諸般の事情を踏まえ、株主総会にご来場の株主の皆さんへのお土産は取り止めさせていただいております。

何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

証券コード 2669
2021年5月7日

株主各位

名古屋市緑区徳重三丁目107番地
力ネ美食品株式会社
代表取締役社長 園部明義

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき「議決権行使方法についてのご案内」（3頁～4頁）をご参照のうえ、2021年5月24日（月曜日）午後6時30分までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 日 時 2021年5月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 場 所 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール3階メインホール

開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項 第51期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

以上

- ~~~~~
○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
○株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kanemi-foods.co.jp>) に修正後の内容を掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ＞

新型コロナウイルス感染症の予防および拡大防止のため、株主の皆さまの安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりといたします。ご理解とご協力ををお願い申しあげます。

- ①可能な限り株主総会当日のご来場を見合わせることをご検討いただき、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申しあげます。詳しくは3頁～4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。
 - ②当日の会場では、マスクのご着用、アルコール消毒液のご使用、検温等必要な安全措置へのご協力ををお願いいたします。なお、役員ならびに運営スタッフはマスク着用でのご対応をさせていただきます。
 - ③当日の会場入場時に発熱や体調不良と見受けられる方には入場をお断りさせていただくことがございますので、ご自身の体調をご確認のうえ慎重にご判断ください。
 - ④株主総会の議事は、時間を短縮して行う予定です。
- 今後の状況により、会場の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kanemi-foods.co.jp/>) に掲載いたしますので、隨時ご確認くださいますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使いただきますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2021年5月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年5月24日（月曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2021年5月24日（月曜日）
午後6時30分入力完了分まで

■ 議決権行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

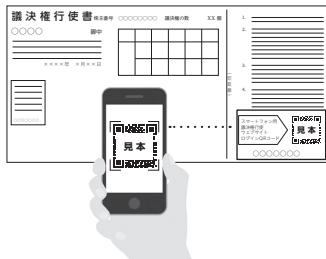
- ①書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ②インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③書面において、各議案に賛否の表示がない場合は賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ④インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

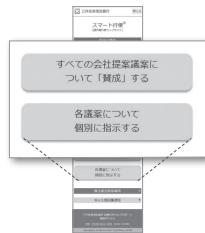
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

*QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

*操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事 業 報 告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大への懸念から企業活動や消費行動の制限を余儀なくされ景気は著しく悪化しました。4月に発出された緊急事態宣言の解除後は、政府による支援策の効果もあり個人消費に持ち直しの兆しが見られたものの、11月以降は全国的に感染者数が急増し緊急事態宣言が再発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しは立っておらず、経済活動に与える影響は当面続くと思われるなか、先行きの不透明感を払拭できておりません。

当業界におきましては、緊急事態宣言時の店舗一時休業や外出自粛等が直接的に影響している反面、新生活様式のもと、密を避けるための方法として追い風にもなりました。一方、家庭内調理の増加や、外食メニューのテイクアウトおよびデリバリーなどの利用が定着し、業界の垣根を越えた販売競争が激化するなど、当社を取り巻く環境は厳しい状況が続きました。

このような中、当社は、食を担う企業として社会的責任を果たすため、衛生管理や新型コロナウイルス感染防止対策を再徹底し美味しい商品を提供するとともに、変化する消費者の新しい生活様式に柔軟に対応すべく、商品政策や運営効率および適正なコストなどすべての事業活動の見直しに加え、新たな取り組みにも注力してまいりました。

【テナント事業】

テナント事業におきましては、コロナ禍で変化する顧客ニーズに対応するため、販売ピーアの前倒しにあわせた運営計画の見直しや「外食控え」「家呑み」をキーワードとした商品展開などに注力したことにより、スーパー・マーケット内の店舗においては徐々に持ち直してまいりましたが、都心部の駅立地店舗や外食店舗の回復ペースは鈍く、テナント事業全体の業績は伸び悩みました。

店舗展開におきましては、洋風惣菜店舗2店舗の新規出店に加え、「アピタ」「ピアゴ」からドン・キホーテとユニーのダブルネーム店舗「MEGA ドン・キホーテUNY」等への業態転

換店舗に19店舗を出店し、計21店舗の新規出店を行いました。業態転換店舗では、新たなブランド「Re'z deli(リーズデリ)」4店舗を展開し、「納得のいく値頃感ある商品の提供」「季節感の提供」「美味しさの提供」をコンセプトに、美味しさへのこだわりはもとより「値頃感」を打ち出した価値ある商品の提供および顧客層に合わせた店舗戦略を推し進めてまいりました。一方で業態転換に伴う一時閉店11店舗を含め計12店舗の閉店をし、当事業年度末における店舗数は前期末と比べ9店舗増加の280店舗となりました。

これらの結果、テナント事業の売上高は前期に比べ4.3%減収の403億75百万円となり、セグメント利益については前期に比べ2.9%減益の16億3百万円となりました。

【外販事業】

外販事業におきましては、コロナ禍における生活協同組合への宅配関連の需要拡大や主要納品先であるファミリーマート店舗での「手巻おむすび」のリニューアルや、素材と具材ボリュームにこだわった贅沢おむすびシリーズ「ごちむすび」の展開などにより納品量増加に一定の効果は見られたものの、外出自粛等の影響によりオフィス立地や駅立地のコンビニエンスストアにおける客数減少は大きく、全体の納品量は低調に推移しました。

これらの結果、外販事業の売上高は前期に比べ17.2%減収の351億53百万円となり、利益面は11億37百万円のセグメント損失(前期は76百万円のセグメント利益)となりました。

以上の要因により、当事業年度の売上高は前期に比べ10.8%減収の755億29百万円となりました。また経常利益につきましては、前期に比べ70.7%減益の5億24百万円、当期純利益は、前期に比べ84.0%減益の2億4百万円となりました。

【事業区分別売上状況】

部 門	第 50 期 (前事業年度) (2019年3月1日から 2020年2月29日まで)		第 51 期 (当事業年度) (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
テナント事業	百万円 42,205	% 49.8	百万円 40,375	% 53.5
外販事業	42,497	50.2	35,153	46.5
合計	84,703	100.0	75,529	100.0

【当事業年度 新設店舗】

・総合惣菜店舗 17店舗

- | | | |
|-------------------------|------------|------------------------|
| 1.MEGAドン・キホーテUNY 岐阜店 | 岐阜県岐阜市 | <MEGAドン・キホーテUNY岐阜店内> |
| 2.MEGAドン・キホーテUNY 市原店 | 千葉県市原市 | <MEGAドン・キホーテUNY市原店内> |
| 3.MEGAドン・キホーテUNY 大口店 | 愛知県丹羽郡大口町 | <MEGAドン・キホーテUNY大口店内> |
| 4.MEGAドン・キホーテUNY 納屋橋店 | 愛知県名古屋市 | <MEGAドン・キホーテUNY納屋橋店内> |
| 5.MEGAドン・キホーテUNY 富士吉原店 | 静岡県富士市 | <MEGAドン・キホーテUNY富士吉原店内> |
| 6.MEGAドン・キホーテUNY 魚津店 | 富山県魚津市 | <MEGAドン・キホーテUNY魚津店内> |
| 7.MEGAドン・キホーテUNY 恵那店 | 岐阜県恵那市 | <MEGAドン・キホーテUNY恵那店内> |
| 8.MEGAドン・キホーテUNY 豊明店 | 愛知県豊明市 | <MEGAドン・キホーテUNY豊明店内> |
| 9.MEGAドン・キホーテUNY 本庄店 | 埼玉県本庄市 | <MEGAドン・キホーテUNY本庄店内> |
| 10.MEGAドン・キホーテUNY アラタマ店 | 愛知県名古屋市 | <MEGAドン・キホーテUNYアラタマ店内> |
| 11.MEGAドン・キホーテUNY 砺波店 | 富山県砺波市 | <MEGAドン・キホーテUNY砺波店内> |
| 12.MEGAドン・キホーテUNY 香久山店 | 愛知県日進市 | <MEGAドン・キホーテUNY香久山店内> |
| 13.MEGAドン・キホーテUNY 掛川店 | 静岡県掛川市 | <MEGAドン・キホーテUNY掛川店内> |
| 14.リーズデリ吉良店 | 愛知県西尾市 | <MEGAドン・キホーテUNY吉良店内> |
| 15.リーズデリ高森店 | 長野県下伊那郡高森町 | <MEGAドン・キホーテUNY高森店内> |
| 16.リーズデリ会津若松店 | 福島県会津若松市 | <MEGAドン・キホーテUNY会津若松店内> |
| 17.リーズデリ精華台店 | 京都府相楽郡精華町 | <MEGAドン・キホーテUNY精華台店内> |

・寿司専門店舗 2店舗

- | | | |
|-----------------------------|-----------|------------------------|
| 1 . MEGA ドン・キホーテUNY寿司御殿大口店 | 愛知県丹羽郡大口町 | <MEGA ドン・キホーテUNY大口店内> |
| 2 . MEGA ドン・キホーテUNY寿司御殿香久山店 | 愛知県日進市 | <MEGA ドン・キホーテUNY香久山店内> |

・洋風惣菜店舗 2店舗

- | | | |
|--------------------|---------|--------------|
| 1 . eashion 西武東戸塚店 | 神奈川県横浜市 | <西武東戸塚S.C.内> |
| 2 . eashion シアル横浜店 | 神奈川県横浜市 | <CIAL 横浜内> |

【当事業年度 閉鎖店舗】

・総合惣菜店舗 11店舗

- | | | |
|----------------|------------|--------------------|
| ※ 1 . アラタマ店 | 愛知県名古屋市 | <ピアゴ ラフーズコアアラタマ店内> |
| ※ 2 . アピタ砺波店 | 富山県砺波市 | <アピタ砺波店内> |
| ※ 3 . アピタ掛川店 | 静岡県掛川市 | <アピタ掛川店内> |
| ※ 4 . 香久山店 | 愛知県日進市 | <ピアゴ香久山店内> |
| 5 . イセザキ店 | 神奈川県横浜市 | <ピアゴイセザキ店内> |
| ※ 6 . アピタ高森店 | 長野県下伊那郡高森町 | <アピタ高森店内> |
| ※ 7 . 精華台店 | 京都府相楽郡精華町 | <アピタ精華台店内> |
| ※ 8 . アピタ会津若松店 | 福島県会津若松市 | <アピタ会津若松店内> |
| ※ 9 . 吉良店 | 愛知県西尾市 | <ピアゴ吉良店内> |
| ※ 10 . アピタ敦賀店 | 福井県敦賀市 | <アピタ敦賀店内> |
| ※ 11 . 江南店 | 愛知県江南市 | <ピアゴ江南店内> |

・寿司専門店舗 1店舗

- | | | |
|-------------|--------|------------|
| ※ 寿司御殿 香久山店 | 愛知県日進市 | <ピアゴ香久山店内> |
|-------------|--------|------------|

※はディベロッパーの改装に伴う一時閉店11店舗であります。

② 設備投資の状況

当社における当事業年度の設備投資の総額は6億32百万円となり、その主なものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	設備の内容	投資金額
テナント事業	店舗の新設	109
テナント事業	店舗の改裝、店舗設備等の更新等	224
外販事業	生産設備の更新および増強等	262
その他の	設備の更新等	36
合計		632

③ 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区分	期別 第48期 (2017年4月1日から (2018年3月31日まで)	第49期 (2018年4月1日から (2019年2月28日まで)	第50期 (2019年3月1日から (2020年2月29日まで)	第51期 (2020年3月1日から (2021年2月28日まで) (当事業年度)
売上高(百万円)	90,233	82,432	84,703	75,529
経常利益または 経常損失(△)(百万円)	△1,062	680	1,795	524
当期純利益または 当期純損失(△)(百万円)	△932	△843	1,282	204
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	△94円73銭	△85円75銭	132円23銭	21円11銭
総資産(百万円)	34,346	31,386	31,258	30,145
純資産(百万円)	24,810	23,238	23,297	23,220

- (注) 1. 当社は、取締役に対する株式報酬制度として「株式給付信託（B BT）」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託（B BT）」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 第49期につきましては、決算期変更の経過期間により11ヵ月決算となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、未だ終息が見えない新型コロナウイルス感染症の影響が懸念され、わが国の景気および世界経済は非常に不安定な状況が続いております。

当業界におきましても、消費者の新生活様式の定着とともに他業界との垣根を越えた競争はより一層激化し、引き続き当社を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

このような中、当社は収益力の改善を図り、より一層成長していくため、すべての源となる基本を常に見直すとともに、様々な変化に対して迅速に、柔軟に、積極的に取り組んでまいります。

テナント事業におきましては、既存店舗の販売力の向上や効率化、定番商品の磨き上げなど、事業全体の底上げを図ると同時に、新業態の模索や仕入構造の根本的な見直しなど、さらなる成長に向けた新たな取り組みにも果敢にチャレンジしてまいります。

外販事業におきましては、収益の早期回復を最重要課題とし、既存工場の生産効率の向上および新規取引先の開拓が必要であると捉え、これまで積み上げてきたノウハウをもとに収益基盤の再構築に努めてまいります。

これらの取り組みを遂行していくために、食を担う企業として徹底的な衛生管理のもと、安心・安全で美味しい商品づくりはもとより、五感に訴えかける商品の開発や魅力ある売場の創造、また従業員の労働環境の整備などが重要だと認識しております。より多くのお客様に美味しさをお届けするために、引き続き従業員一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

当社は、弁当・寿司・おにぎり・惣菜等の製造、販売を主たる業務しております。

① テナント事業

スーパーマーケットを中心に、百貨店や駅商業施設等に総合惣菜店舗、洋風惣菜店舗および寿司専門店舗を出店し、弁当・寿司・惣菜等の製造、販売を行っております。また、外食店舗として回転寿司等を運営しております。

② 外販事業

コンビニエンスストア向けの弁当・おにぎり・惣菜等の製造、納品や生活協同組合から夕食宅配の製造を受託しております。

(6) 主要な営業所および工場 (2021年2月28日現在)

- ① 本 社 愛知県名古屋市緑区徳重三丁目107番地
- ② 店 舗 280店舗

(単位:店舗)

都道府県名	総合惣菜店舗	寿司専門店舗	洋風惣菜店舗	計
福島県	1	—	—	1
茨城県	1	—	—	1
栃木県	2	—	—	2
群馬県	4	—	—	4
埼玉県	4	—	3	7
千葉県	3	—	5	8
東京都	6	—	10	16
神奈川県	6	—	8	14
山梨県	2	—	—	2
長野県	4	1	—	5
新潟県	3	—	—	3
富山县	6	—	—	6
石川県	6	—	—	6
福井県	3	—	—	3
岐阜県	15	3	—	18
静岡県	19	5	3	27
愛知県	98	22	10	130
三重県	12	3	—	15
滋賀県	4	—	—	4
京都府	1	—	—	1
奈良県	2	1	—	3
大阪府	1	—	2	3
兵庫県	—	—	1	1
計	203	35	42	280

③ 工場 14工場

- | | |
|-------|---------------------|
| 十一屋工場 | 愛知県名古屋市港区宝神一丁目172番地 |
| 天白工場 | 愛知県名古屋市天白区中坪町218番地 |
| 岡崎工場 | 愛知県岡崎市高橋町字宇多利1-1 |
| 多治見工場 | 岐阜県多治見市根本町十二丁目100番地 |
| 袋井工場 | 静岡県袋井市山科字松田2875番1 |
| 京都工場 | 京都府八幡市下奈良一丁堤1-1 |

羽島工場	岐阜県羽島郡笠松町田代字若宮1117-1
新潟工場	新潟県新潟市江南区両川二丁目3927番17
東海工場	愛知県東海市浅山三丁目119番地
横浜工場	神奈川県厚木市上依知上ノ原3007番2
京都南工場	京都府綴喜郡井手町大字井手小字扇畠15-2
埼玉工場	埼玉県狭山市大字根岸字中道通682-1
松戸工場	千葉県松戸市松飛台405
上尾工場	埼玉県上尾市原市324番1

- (注) 1. 新潟工場は、2021年3月15日付で閉鎖しております。
 2. 袋井工場は、2021年3月17日よりテナント店舗のセントラルキッチンとして稼働し、事業所名を「袋井ファクトリー」に変更しております。

(7) 使用人の状況 (2021年2月28日現在)

使 用 人 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,196 (3,906)名	39.6歳	15.6年

事 業 区 分	使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
テナント事業	715 (2,398)名	23名減 (73名減)
外販事業	413 (1,480)名	3名減 (179名減)
全社(共通)	68 (28)名	4名増 (3名減)
合 計	1,196 (3,906)名	22名減 (255名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、()内は外数でサポート社員の2021年2月28日現在の在籍人員とパートタイマーおよびアルバイトのそれぞれ1人あたり1日8時間換算による月平均人員を合計したものであります。
 2. 全社(共通)として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

当事業年度末においての借入金はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,000,000株 (自己株式321,858株を含む)
- (3) 株主数 13,102名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	2,615千株	27.02%
株 式 会 社 フ ア ミ リ 一 マ 一 ト	1,145千株	11.83%
シ テ ィ グ ル 一 プ 証 券 株 式 会 社	740千株	7.64%
株 式 会 社 日 本 ア ク セ ス	730千株	7.54%
カ ネ 美 食 品 共 栄 会	321千株	3.31%
三 輪 幸 太 郎	309千株	3.20%
株 式 会 社 昭 和	271千株	2.80%
株 式 会 社 ト 一 力 ン	208千株	2.15%
テ 一 ブ ル マ 一 ク 株 式 会 社	207千株	2.14%
三 輪 亮 治	153千株	1.59%

- (注) 1. 当社は、自己株式を321,858株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」の導入に伴い株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式6,274株は、自己株式に含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2021年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	青木 実	
代表取締役社長	園部 明義	商品企画本部長
常務取締役	澤田 浩	業務本部長
取締役	中田 究	外販事業本部長
取締役	小西 貴文	事業開発推進管掌
取締役	西井 剛	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 取締役兼常務執行役員 ドン・キホーテ西カンパニープレジデント 株式会社ドン・キホーテ 専務取締役COO
取締役	松元 和博	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 取締役兼常務執行役員CMO (Global) アジアカンパニーバイスプレジデント Pan Pacific Retail Management (Asia) Pte.Ltd. 副社長COO 株式会社パン・パシフィック・インターナショナル・トレーディング 取締役 Pan Pacific Retail Management (Singapore) Pte.Ltd. Managing Director
取締役	今西 忠広	株式会社ファミリーマート 経営企画本部経営企画部副部長
取締役	池田 桂子	池田総合法律事務所・池田特許事務所 弁護士、弁理士 中部日本放送株式会社 社外取締役 東邦ガス株式会社 社外監査役 日邦産業株式会社 社外取締役
常勤監査役	三矢本 利昭	
監査役	松岡 正明	公認会計士松岡正明事務所 所長 ミタチ産業株式会社 社外取締役 リンナイ株式会社 社外監査役
監査役	鈴木 郁雄	
監査役	浜屋 義幸	

- (注) 1. 取締役池田桂子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木郁雄氏および浜屋義幸氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松岡正明氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ①2020年5月21日開催の第50回定時株主総会において、新たに青木実氏、澤田浩氏、小西貴文氏、今西忠広氏は取締役に選任され就任いたしました。
- ②2020年5月21日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、取締役中山勇氏、斎藤洋氏、倉又輝夫氏、平松和高氏は任期満了により退任いたしました。
- ③取締役小西貴文氏は、2020年10月1日付で取締役事業開発推進管掌に担当異動しております。
- ④取締役西井剛氏は、2020年7月1日付で株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの取締役兼常務執行役員 ドン・キホーテ西カンパニープレジデントおよび株式会社ドン・キホーテの専務取締役COOに就任しております。
- ⑤取締役松元和博氏は、2020年7月1日付で株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスのアジアカンパニーバイスプレジデントおよびPan Pacific Retail Management (Asia) Pte.Ltd. 副社長COOに就任しております。
- ⑥取締役池田桂子氏は、2020年6月24日付で東邦ガス株式会社の社外監査役、日邦産業株式会社の社外取締役に就任しております。
- ⑦監査役松岡正明氏は、2020年8月28日付でミタチ産業株式会社の社外監査役から社外取締役に就任しております。
5. 2021年3月1日付の地位および担当の異動
園部 明義 代表取締役社長
6. 当社は、取締役池田桂子氏および監査役浜屋義幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款におきまして、社外取締役ならびに社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点においては、責任限定契約を締結しておりません。当社定款に定める規定は次のとおりであります。

(社外取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(社外監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	13名	104百万円
監査役	4名	24百万円
合計	17名	129百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第24回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第24回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、2020年5月21日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	池 田 桂 子	池田総合法律事務所・池田特許事務所 中部日本放送株式会社 東邦ガス株式会社 日邦産業株式会社	弁護士、弁理士 社外取締役 社外監査役 社外取締役
監 査 役	鈴 木 郁 雄	該当なし	該当なし
監 査 役	浜 屋 義 幸	該当なし	該当なし

(注) 当社と池田総合法律事務所・池田特許事務所、中部日本放送株式会社、東邦ガス株式会社ならびに日邦産業株式会社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	池 田 桂 子	当期開催の取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	鈴 木 郁 雄	当期開催の取締役会13回すべてに出席、同じく監査役会12回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	浜 屋 義 幸	当期開催の取締役会13回すべてに出席、同じく監査役会12回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回実施しております。

③ 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	3名	11百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との責任限定契約に関する規定を当社定款には設けておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役、使用人の企業倫理意識の向上、コンプライアンスのため「企業行動憲章」を定め、研修を実施、実行化する。
- ・コンプライアンスの観点から取締役および使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。
- ・コンプライアンスの徹底を図るため、総務部において継続的に研修等を実施し、指導を行う。
- ・重要な法務問題およびコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等の専門家と適宜協議し、指導を受けることとする。
- ・反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法律で作成・保管を義務づけられている文書、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等について、法令・社内規程に基づくそれぞれの保存年限に従って保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、個々のリスク（経営戦略面、業務運営面、環境面、安全・衛生面、災害面等のリスク）の責任部署において規則・ガイドライン等を制定し、研修を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ・取締役会の機能をより強化し、経営効率を強化するため、社長以下常勤取締役のメンバーが出席する連絡会を適時開催する。

- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項**
- ・必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が協議して行う。
 - ・監査役の要請に基づいて監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフは当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。
- (6) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・取締役および使用人は、監査役（会）に対して、法令の規定事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告、連絡、相談等の状況を速やかに報告する。
 - ・監査役に報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- (7) **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は、社長以下常勤取締役のメンバーが出席する連絡会、その他重要会議に出席し、取締役の職務執行に対し厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
 - ・監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

- ・代表取締役社長に直属する監査室を設けており、監査室長の指示のもと、各部門の業務監査を実施し、その監査結果を社長および監査役に報告しました。
- ・コンプライアンスに反する行為等の早期発見を目的に、監査室を窓口とした「内部通報制度」を設けており、通報により不正行為等が明らかになった場合には、速やかに是正措置および再発防止策を講じることのできる体制をとりました。

(2) 職務執行の適正性と効率性の確保について

- ・当事業年度は13回の取締役会を開催し、経営方針および戦略に関する重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督等を実施しました。
- ・取締役会の機能をより強化し経営効率を強化するため、また経営環境の変化に対し迅速に対応するため、取締役会以外にも常勤取締役が出席する経営会議を開催し、情報交換および意思統一の場を設けました。

(3) 監査役の監査体制について

- ・当事業年度は12回の監査役会を開催し、監査役会が定めた監査の方針や監査の計画等に基づき、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、協議ならびに決議を行いました。
- ・監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は、その他重要会議に出席し、取締役会等の重要な会議における意思決定の状況および取締役会の決定に基づく代表取締役等による業務執行の状況に関し、適法性ならびに妥当性の視点から監査を行いました。
また、常勤監査役が監査室との連携により収集した情報等については、社外監査役との共有化を図り、組織的かつ効率的な監査をするよう努めました。
- ・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するため、情報交換の場を適時設け、監査の効率性および実効性の向上を図りました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,487,494	流 動 負 債	6,590,412
現 金 及 び 預 金	12,653,492	買 未 未 払 費 用	2,651,039
売 売 品	5,105,215	掛 払 法 人 税	1,141,805
製 仕 挂 品	4,745	預 前 受 収 当 金	1,463,172
原 材 料 及 び 貯 藏 品	15,447	前 賞 与 引 金	196,000
前 払 費 用	428,364	未 預 産 除 去 債	193,348
未 収 入 金	72,879	固 定 負 債	1,507
未 収 消 費 税	34,972	リ 一 長 期 未 払 金	940,100
テ ナ ン ト 預 け 金	33,565	資 產 除 去 債	3,439
そ の 他	110,297	固 定 負 債	334,753
	28,514	リ 一 長 期 未 払 金	18,645
固 定 資 産	11,658,392	資 產 除 去 債	2,178
有 形 固 定 資 産	9,952,620	長 期 預 金	300,834
建 構 物	4,198,873	資 產 除 去 債	12,869
機 械 及 び 装 置	257,236	長 期 預 金	226
車 両 運 搬 具	1,788,216	負 債 合 計	6,925,166
工 具 、 器 具 及 び 備 品	0	(純 資 産 の 部)	
土 地	395,763	株 主 資 本	23,024,172
リ 一 ス 資 産	3,045,918	資 本 金	2,002,262
建 設 仮 勘 定	177,611	資 本 剰 余 金	2,178,068
無 形 固 定 資 産	89,000	資 本 準 備 金	2,174,336
ソ フ ト ウ ア 他	246,624	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,731
そ の 他	159,619	利 益 剰 余 金	19,856,407
投 資 そ の 他 の 資 産	87,005	利 益 準 備 金	81,045
投 資 有 価 証 券	1,459,148	そ の 他 利 益 剰 余 金	19,775,361
投 資 資 金	466,125	別 途 積 立 金	10,300,000
長 期 前 払 費 用	2,030	繰 越 利 益 剰 余 金	9,475,361
前 払 年 金	161,281	自 己 株 式	△1,012,565
繰 延 税 金	180,264	評 価 ・ 換 算 差 額 等	196,548
差 入 保 証	345,775	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	196,548
会 員 権	299,620	純 資 産 合 計	23,220,721
	4,050	負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,145,887
資 产 合 计	30,145,887		

損 益 計 算 書

(2020年3月1日から)
(2021年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目		金額
売 売	上 原 高 価	75,529,652
売 売	上 原 価	65,074,086
売 売	上 総 利 益	10,455,566
販 販	売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,989,916
營 営	業 利 益	465,649
營 営	業 外 収 益	
受 取	利 息	26
受 取	配 当 金	12,384
不 動	產 賃 貸 料	21,391
不 動	產 賃 貸 料	21,391
受 取	保 険 金	8,060
そ の 他		22,891
營 営	業 外 費 用	64,753
不 動	產 賃 貸 原 価	5,177
そ の 他		299
經 経	常 利 益	5,476
特 別 別 別	利 益	524,926
固 定 資 産 売 却	益	1,707
固 定 資 産 除 却	損 失	13,583
減 損	損 失	92,099
税 引 前 当 期 純 利 益		105,683
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		420,950
法 人 税 等 調 整 額		154,623
當 期 純 利 益		62,158
當 期 純 利 益		216,782
當 期 純 利 益		204,167

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,002,262	2,174,336	3,731	2,178,068	81,045	10,300,000	9,609,936 19,990,982
当期変動額							
剰余金の配当						△338,742	△338,742
当期純利益						204,167	204,167
自己株式の取得							
株式給付信託による自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△134,575 △134,575
当期末残高	2,002,262	2,174,336	3,731	2,178,068	81,045	10,300,000	9,475,361 19,856,407

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,012,550	23,158,762	138,614	138,614	23,297,376
当期変動額					
剰余金の配当		△338,742			△338,742
当期純利益		204,167			204,167
自己株式の取得	△667	△667			△667
株式給付信託による自己株式の処分	652	652			652
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			57,934	57,934	57,934
当期変動額合計	△14	△134,589	57,934	57,934	△76,655
当期末残高	△1,012,565	23,024,172	196,548	196,548	23,220,721

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産

製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法 ただし、生鮮品は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 2～30年

機械及び装置 2～10年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に充てるため、役員賞与支給見込額の当該事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当該事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき当該事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、3年による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しており、前払年金費用として計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は発生事業年度の費用として処理しております。

追加情報

(取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」について)

当社は、2016年6月23日開催の第46回定時株主総会決議に基づき、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託が当社株式を取得し、役員株式給付規程に従って、当社取締役に対し、信託を通じて当社株式が給付される業績連動型の株式報酬制度です。

本制度に関する会計処理については、企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を参考に取締役に対しても同取扱いを読み替えて適用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

なお、役員株式給付規程に基づく当社取締役への当社株式の給付に備えるため、当該事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は21,770千円及び6,274株であります。

(会計上の見積りの不確実性に関する追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、百貨店及び商業施設が臨時休業等の措置を取っていたことにより、当社の経営成績に影響が生じております。

この状況については、2020年5月の1度目の緊急事態宣言解除後、徐々に回復しておきましたが、その後押し寄せた第3波の影響もあり、2度目の緊急事態宣言が発出され、厳しい状況で推移しております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、翌事業年度にわたって影響が継続するもの一定程度までは回復するものと仮定を置いております。

当該仮定のもと固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、直近において増加傾向にある新型コロナウイルス感染者数の動向、変異型ウイルスの感染拡大状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	7,216,496千円
構築物	1,752,156
機械及び装置	6,559,238
車両運搬具	759
工具、器具及び備品	1,918,779
リース有形資産	43,651

2. 監査役に対する金銭債務

金銭債務	314千円
------	-------

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	29,233,368千円
販売費及び一般管理費	2,791,567

(注) 当社のその他の関係会社でありました株式会社ファミリーマートは、保有していた当社株式の一部を2020年7月28日付で株式会社日本アクセスに、2021年1月29日付でセイティグループ証券株式会社に譲渡したことにより、その他の関係会社に該当しないこととなりました。

上記の取引高については、2021年1月28日までの数値を集計しております。

2. 減損損失

当事業年度において、テナント事業の一部店舗及び外販事業の米飯加工工場の一部設備において投資額に見合った収益性を確保することは困難であり、今後において投資額の回収が見込めないと判断されるため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（92,099千円）として特別損失に計上したものです。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,000,000株	一株	一株	10,000,000株
合計	10,000,000株	一株	一株	10,000,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式 (注)	328,101株	219株	188株	328,132株
合計	328,101株	219株	188株	328,132株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加219株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少188株は、株式給付信託制度により当社取締役に対し当社株式を給付したものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月21日定時株主総会	普通株式	338,742千円	35.0円	2020年2月29日	2020年5月22日

(注) 2020年5月21日定時株主総会による配当金の総額には、「株式給付信託（B BT）」に残存する自社の株式に対する配当金がそれぞれ226千円含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの上記事項については、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月25日定時株主総会	普通株式	67,746千円	利益 剰余金	7.0円	2021年2月28日	2021年5月26日

(注) 2021年5月25日定時株主総会決議予定の配当金の総額には、「株式給付信託（B BT）」に残存する自社の株式に対する配当金43千円が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	287,670千円
賞与未払社会保険料	42,797
未払事業税	32,060
退職給付信託拠出額	79,326
資産除去債務	93,107
長期未払金	96
減損損失	759,218
投資有価証券評価損	66,332
会員権評価損	9,136
繰越欠損金	27,512
その他	54,039
繰延税金資産小計	1,451,296
評価性引当額	△974,524
繰延税金資産合計	476,771
繰延税金負債	
前払年金費用	55,161
その他有価証券評価差額金	21,659
その他	54,176
繰延税金負債合計	130,996
繰延税金資産の純額	345,775

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割等	25.4
交際費	5.4
評価性引当額増減額	△9.7
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.4

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、外販事業の工場において使用しておりますラベルプリンター及びラベル検査装置（「機械及び装置」）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	132,413千円
1年超	604,725
合 計	737,138

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な運転資金を差引いた後の余剰資金の運用については、元本の安全性の確保を最重要視し、リスクを極力避ける運用をするものとしております。

資金調達については、金融機関からの借入金等、調達する時点で最も効率的と判断される方法で実行するものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。不測の損害が生じないようにするために、与信管理上の手続及び取扱基準を定め、売掛金の残高管理とともに異常が認められた場合は営業担当部門を通じて実態を把握するものとしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、把握された時価は四半期毎に取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、主として締後1ヵ月以内の支払期日としており、短期間で決済されるものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち72.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の決算日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	12,653,492	12,653,492	—
(2) 売掛金	5,105,215	5,105,215	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	466,125	466,125	—
資産計	18,224,834	18,224,834	—
(1) 買掛金	2,651,039	2,651,039	—
(2) 未払金	1,141,805	1,141,805	—
(3) 未払法人税等	196,000	196,000	—
負債計	3,988,844	3,988,844	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所占有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	23,090,000	グループ会社 株式保有による グループ経営 企画・管理、 子会社の管理業務受託等	27.0	同社の子会社に 当社製品の 委託販売	—	—	—	—
主要株主	株式会社ファミリーマート	16,658,806	フランチャイズ システムによる コンビニエンス ストア事業	11.8	当社製品の 販売	当社製品の販売 配送料等の支払	31,890,967 2,547,596	売掛金 未払金	2,614,710 476,622
その他の 関係会社の 子会社	ユニー株式会社	10,000,000	総合小売業	—	当社製品の 委託販売	当社製品の 委託販売	28,722,285	売掛金	970,839
	UDリテール株式会社	1,500	デイス カウント型 総合小売業	—	当社製品の 委託販売	当社製品の 委託販売	5,487,521	売掛金	219,851
	株式会社ドン・キホーテ	100,000	総合ディス カウント ストア事業	—	当社製品の 販売	当社製品の 販売	67,678	売掛金	4,937

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社のその他の関係会社でありました株式会社ファミリーマートは、保有していた当社株式の一部を2020年7月28日付で株式会社日本アクセスに、2021年1月29日付でシティグループ証券株式会社に譲渡したことにより、その他の関係会社に該当しないこととなりました。なお、取引金額については、その他の関係会社であった期間も含めて記載しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
ユニー株式会社、UDリテール株式会社及び株式会社ドン・キホーテに対する当社製品の販売価額については、市場価格を勘案して決定しております。また、株式会社ファミリーマートに対する当社製品の販売価額については、市場価格を勘案して同社と取引している他の企業と同様の条件によっております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,400円85銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円11銭 |
- (注) 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託（B B T）」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

退職給付関係の注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

(1) 確定給付制度

確定給付制度では、勤務期間、職能等級及び管理職点に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、確定給付制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支払う場合があります。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、42,315千円であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,556,174千円
勤務費用	313,551
利息費用	4,556
数理計算上の差異の発生額	△286,792
退職給付の支払額	△164,312
退職給付債務の期末残高	4,423,176

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,724,442千円
期待運用収益	70,866
数理計算上の差異の発生額	67,844
事業主からの拠出額	199,231
退職給付の支払額	△164,312
年金資産の期末残高	4,898,072

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が、期首残高に261,466千円、期末残高に264,575千円それぞれ含まれております。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,423,176千円
年金資産	△4,898,072
	△474,896
非積立型制度の退職給付債務	—
未積立退職給付債務	△474,896
未認識数理計算上の差異	294,631
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△180,264
前払年金費用	△180,264
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△180,264

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	313,551千円
利息費用	4,556
期待運用収益	△70,866
数理計算上の差異の費用処理額	43,583
確定給付制度に係る退職給付費用	290,823

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	
国内債券	22.3%
国内株式	7.0
外国債券	11.0
外国株式	7.5
一般勘定	36.9
オルタナティブ	8.5
短期資金	1.7
その他	5.1
合 計	100.0

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が5.4%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.4%
長期期待運用収益率	1.5%

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

カネ美食品株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神野敦生 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井明紀子 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネ美食品株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月19日

カネ美食品株式会社 監査役会
常勤監査役 三矢本 利 昭 印
監 査 役 松 岡 正 明 印
社外監査役 鈴 木 郁 雄 印
社外監査役 浜 屋 義 幸 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の利益配分に関する基本方針は、業績に対応した成果の配分を行うことを基本とし、併せて企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。

この基本方針に基づき、剰余金の配当につきましては、継続的な配当の実施を目指すことを基本的なスタンスとしていく所存であります。

つきましては、当期の期末配当は普通配当7円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、67,746,994円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	青木 実 (1962年2月24日生)	2004年12月 株式会社ファミリーマート入社 2005年3月 同社関西第1ディストリクト部長 2009年3月 同社執行役員兵庫ディストリクト統括部長 2011年3月 同社執行役員東京第3ディストリクト統括部長 2013年3月 同社上席執行役員商品本部長補佐(兼)商品企画・業務部長 2015年3月 同社上席執行役員商品本部長補佐(兼)商品・マーケティング部長 2018年3月 同社執行役員商品・物流・品質管理本部長補佐 2019年3月 同社執行役員営業本部長補佐(兼)営業推進部長 2020年3月 当社上席執行役員会長補佐 2020年5月 当社代表取締役会長(現任)	-

(取締役候補者とした理由)
 青木実氏は、株式会社ファミリーマートにおいて、長年にわたり商品部門および営業部門に携わり、商品開発・マーケティング・営業推進に尽力されてきました。昨年、当社の代表取締役会長に就任して以来、多角的な視点で経営全般を牽引してまいりました。その豊富な経験や知見を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	園部 明義 (1967年4月4日生)	1993年4月 当社入社 2003年4月 当社K-STAGE運営部長 2010年4月 当社執行役員テナント事業本部統括(兼)K-STAGE運営部長 2011年4月 当社執行役員テナント事業本部統括(兼)中京第1運営部長 2012年4月 当社執行役員テナント事業本部長 2012年6月 当社取締役テナント事業本部長 2013年4月 当社取締役テナント事業本部長(兼)eashion第2運営部長 2014年4月 当社取締役テナント事業本部長 2017年4月 当社常務取締役事業統括本部長 2018年4月 当社常務取締役事業統括本部長(兼)商品企画本部長 2019年3月 当社常務取締役商品企画本部長 2019年5月 当社代表取締役社長(兼)商品企画本部長 2021年3月 当社代表取締役社長(現任)	2,545株

(取締役候補者とした理由)

園部明義氏は、長年テナント店舗の業務に携わり、百貨店や駅ビル等への新規出店の推進や品質・サービスの向上に尽力し、2017年からは事業統括本部長として、2019年からは代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し経営基盤の強化に尽力してまいりました。その実績や豊富な経験、培った人脈を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	澤田 浩 (1960年4月9日生)	<p>1990年5月 株式会社ファミリーマート入社</p> <p>2005年3月 同社経理財務本部経理財務部付部長(兼) 経理財務部経理グループマネジャー</p> <p>2007年3月 同社総合企画本部経営管理部長</p> <p>2010年3月 同社総合企画部経営管理室長</p> <p>2012年3月 同社総合企画部経営企画室長</p> <p>2013年3月 同社執行役員総合企画部経営企画室長</p> <p>2016年3月 同社上席執行役員総合企画部経営企画室長</p> <p>2016年9月 同社上席執行役員総合企画部長補佐(兼) 経営企画室長</p> <p>2016年9月 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社 上席執行役員経営企画本部経営企画部長(兼) 経営管理本部予算管理部長</p> <p>2017年9月 同社上席執行役員経営企画本部関係会社管理部長</p> <p>2018年3月 同社執行役員経理財務本部付部長</p> <p>2018年3月 株式会社ファミリーマート執行役員経理財務本部経理部長</p> <p>2020年3月 当社上席執行役員業務本部長補佐</p> <p>2020年5月 当社常務取締役業務本部長(現任)</p>	-
(取締役候補者とした理由)			
澤田浩氏は、株式会社ファミリーマートにおいて、長年にわたり経営企画部門および経理財務部門に携わり、専門分野における知識と的確な判断で経営を下支えされてきました。昨年、当社の常務取締役業務本部長に就任して以来、経営の様々な局面において適切な意見および判断をしてまいりました。その実績や豊富な経験、培った人脈を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	中田 究 (1968年7月19日生)	1994年4月 当社入社 2000年4月 当社新潟工場長 2007年3月 当社岡崎工場長 2011年1月 当社管理部長 2012年6月 当社人事部長 2013年4月 当社執行役員総務部長 2018年4月 当社上席執行役員外販事業本部長 2019年5月 当社取締役外販事業本部長（現任）	739株
(取締役候補者とした理由)			
中田究氏は、外販事業の工場長を歴任し、工場運営において専門的な知識や的確な判断で外販事業の発展の一翼を担ってまいりました。2011年からは業務部門を担当し、2018年からは外販事業本部長として、外販事業の収益基盤の強化に尽力してまいりました。その実績や豊富な経験を活かし、企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			
5	小西貴文 (1974年9月4日生)	2010年5月 株式会社ドン・キホーテ入社 2017年7月 株式会社長崎屋生鮮EXMDP 2019年2月 UDリテール株式会社中京営業部生鮮EXMDP 2020年3月 当社上席執行役員事業開発推進室長 2020年5月 当社取締役事業開発推進室長 2020年10月 当社取締役事業開発推進管掌（現任）	—
(取締役候補者とした理由)			
小西貴文氏は、株式会社ドン・キホーテに入社以降、デリカ部門・生鮮部門において、業務効率の改善や人財育成等に注力しておりました。昨年、当社の取締役に就任して以来、さらなる成長に向けた事業戦略を積極的に推進してまいりました。その実績や豊富な経験を活かし、企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	※ 濱村 健太 (1977年8月12日生)	2000年3月 株式会社ドン・キホーテ入社 2004年6月 同社第一営業本部第三事業部カテーテリーリーダー 2006年6月 同社第四事業部カテーテリーリーダー 2017年4月 同社フード・リカーメディア開発本部EXMD 2019年2月 同社デリカMD開発本部本部長 2019年11月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス デリカMD開発本部本部長 2021年4月 当社執行役員社長付（現任）	—
(取締役候補者とした理由)			
		濱村健太氏は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスのデリカMD開発本部長として主に業態ごとのMD開発や人財育成に尽力されてきました。その豊富な経験や知見を活かし、当社の企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、新たに取締役候補者としました。	
7	※ 腰和則 (1970年5月20日生)	1993年3月 ユニー株式会社入社 2013年2月 同社営業統括本部食品本部プロセスセンター管理部瀬戸P Cセンター長 2018年2月 同社営業統括本部食品本部プロセスセンター管理部部長 2020年2月 同社営業企画本部プロセスセンター管理部部長 2021年1月 同社食品本部プロセスセンター管理部部長 2021年4月 当社執行役員社長付（現任）	—
(取締役候補者とした理由)			
		腰和則氏は、ユニー株式会社において店舗運営業務や物流、プロセスセンター管理業務等、長年にわたり幅広い業務に携わり、主にシステム構築に尽力されてきました。その豊富な経験や知見を活かし、当社の企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、新たに取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	※ 葛山 浩之 (1962年11月18日生)	<p>1985年3月 ユニー株式会社入社</p> <p>2008年9月 全ユニー労働組合中央執行委員長(専従)</p> <p>2014年10月 ユニー株式会社業務サポート本部人事部付部長</p> <p>2015年2月 同社業務サポート本部人事部部長</p> <p>2017年2月 同社監査室長</p> <p>2018年5月 同社監査役</p> <p>2019年4月 同社執行役員業務本部長代理</p> <p>2021年1月 同社執行役員経営企画本部長代理(兼)業務本部長代理</p> <p>2021年4月 当社執行役員業務本部付(現任)</p>	—
(取締役候補者とした理由)			
葛山浩之氏は、ユニー株式会社において監査役や業務・人事部門を歴任されており、専門分野における知識的確な判断で経営を下支えをされてきました。その豊富な経験や知見を活かし、当社の企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、新たに取締役候補者としました。			
9	いけ 池田 桂子 (1956年8月20日生)	<p>1983年4月 弁護士登録</p> <p>1986年8月 池田法律事務所設立(現 池田総合法律事務所・池田特許事務所)</p> <p>2000年7月 弁理士登録</p> <p>2017年4月 日本弁護士連合会副会長</p> <p>2018年4月 中部弁護士会連合会理事長</p> <p>2019年5月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2019年6月 中部日本放送株式会社社外取締役(現任)</p> <p>2020年6月 東邦ガス株式会社社外監査役(現任)</p> <p>2020年6月 日邦産業株式会社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>池田総合法律事務所・池田特許事務所 弁護士、弁理士</p> <p>中部日本放送株式会社 社外取締役</p> <p>東邦ガス株式会社 社外監査役</p> <p>日邦産業株式会社 社外取締役</p>	—
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)			
池田桂子氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識と数多くの経験を有しており、当社の社外取締役に就任されてからは、業務推進の様々な局面において有益な助言が得られており、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

当社が締結する契約は、当社の会社法上の取締役および監査役ならびに当社が採用する執行役員制度上の執行役員を被保険者とし、会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）、またこのほか現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用を補償対象としております。

当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

4. 池田桂子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 池田桂子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、池田桂子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年5月21日開催の第50回定時株主総会において、補欠監査役に選任された赤塚憲昭氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
あか つか のり あき 赤 塚 憲 昭 (1946年10月13日生)	1970年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 1999年4月 同行執行役員 2000年6月 株式会社トーメン代表取締役専務 2003年6月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役常務 2003年6月 株式会社シーエフプランニング代表取締役社長 2005年6月 当社社外監査役 2005年6月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役専務執行役員 2009年4月 株式会社セディナプランニング代表取締役 2009年4月 株式会社セディナ取締役専務執行役員 2018年5月 パレモ・ホールディングス株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） パレモ・ホールディングス株式会社社外取締役	—

(補欠の社外監査役候補者とした理由)

赤塚憲昭氏は、当社の経営に対し、2005年6月から2011年6月まで社外監査役として客観的立場から必要に応じてご指摘をしていただいていること、また、長年にわたる豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営についてご指導いただけるものと判断し、引き続き補欠監査役候補者としました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 赤塚憲昭氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、赤塚憲昭氏が社外監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

当社が締結する契約は、当社の会社法上の取締役および監査役ならびに当社が採用する執行役員制度上の執行役員を被保険者とし、会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）、またこのほか現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用を補償対象としております。

当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2016年6月23日開催の第46回定時株主総会において取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。したがって、当社は本議案でお諮りする業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠を相当であると判断しております。

本議案は、1994年6月29日開催の第24回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用分給与等は含まないものとします。）とは別枠で、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員株式給付規程に定める1事業年度毎の所定の時期において、同規程の定めに従い所定の受益者確定手続を行った日または取締役の退任日のいずれか早い日（以下、「受益者確定日」といいます。）以後、同規程の定める給付日となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役および出向者ならびに翌期退任予定者を除くものとする。）

(3) 信託期間

2016年9月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2016年3月末日で終了した事業年度から2020年2月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、34百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式10,000株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として対象期間ごとに本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、下記(6)のとおり取締役に付与されるポイント数の上限は対象期間において50,000ポイントであるため、対象期間において本信託が取得する当社株式数の上限は50,000株となります。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位および業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、取締役に付与されるポイント数は対象期間において50,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役に付与されるポイント数の上限に相当する株式数（50,000株）の発行済株式総数（2021年2月28日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.5%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、受益者確定日時点までに当該取締役に付与されたポイントを合計した数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合および役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できることとします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点では在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以 上

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中村区平池町 4-60-12 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 3階メインホール
電話番号 052-433-1488

交 通 あおなみ線「ささしまライブ駅」より徒歩約3分
※歩行者デッキにて2階エントランスに直結

- 開催場所が昨年と異なります。ご来場の際はお間違いないようご注意ください。
- 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

